

「トラック運送事業者業務効率化支援事業」

の御案内

宮崎県では、物流網の維持を図るため、**自動化や機械化など業務効率化**に取り組む県内トラック運送事業者を支援します。

【補助対象・補助額について】

対象経費	トラック運送の業務効率化のための経費（※下表参照）
補助対象者	宮崎県内に本社又は営業所を置くトラック運送事業者
事業期間	交付決定日から令和7年3月31日（月）まで
補助額	対象経費の2分の1（補助額の上限は1事業者あたり100万円）
公募期間	令和6年4月1日（月）から同年12月6日（金）まで 随時受付（予算がなくなり次第終了となります）

【対象経費 詳細】 以下のような経費が補助の対象となります。

(1) 運行の効率化に資するシステム・機器の導入	・配車計画や車両の動態管理のためのシステム ・デジタル運行記録計 など
(2) 荷役作業の軽減に資する機器の導入	・アシストスーツ ・フォークリフト ・テールゲートリフター ・標準パレット ・ロールボックスパレット（カゴ車） など
(3) 共同配送や中継輸送の導入	・導入を目的とした検証費用（コンサル費用等） ・共同配送や中継運送に取り組むための環境整備（システム導入） など
(4) その他業務効率化に資する事業	・県総合交通課まで御相談ください。

【手続きについて】

- ・県が定める募集期間内に申請をお願いします。
- ・補助金の申請にあたっては、県HP（しごと・産業>交通・物流>物流）の交付要綱等を御確認ください。
- ・補助金の交付決定前に行われた発注等は補助対象外となります。
- ・補助事業により導入した機器等において耐用年数経過前に処分した場合などは補助金の返還が必要になることがあります。